

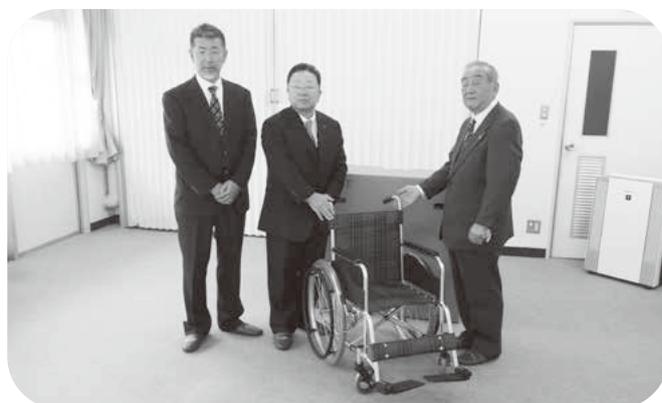
いたくら 社協だより

ITAKURA 安心して暮らせるまちづくり

No.122 2023.5



板倉ライオンズクラブ様



館林ロータリークラブ様

東毛法人会板倉支部様

心温まる浄財を社会福祉活動のためにご寄附くださり、誠にありがとうございました。

しゃかいふくしきょうぎかい しゃきょう 社会福祉協議会（社協）とは？

地域の中で助けを必要としているかたや、困りごとがあるかたなど、さまざまな課題を抱えている人がいます。社協は、そういう人たちの問題を解決し、地域全体をより良くするため、住民や社会福祉法人、行政などと協力して、「安心して暮らせるまち」を目指し活動を行っています。

☆ もくじ ☆

- 基本方針・実施計画・予算…………… P 2・3
- デイサービスセンター/えがお …… P 4・5
- 支援センター・障害デイ…………… P 6
- 臨時職員募集のお知らせ…………… P 7
- シリーズ 板倉町医療・福祉探検… P 8・9
- お知らせ/掲示板 …………… P 10

令和5年度 社会福祉法人板倉町社会福祉協議会事業計画

基本方針

昨年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、計画したいくつかの地域福祉事業を中止せざるを得ない状況となってしまいました。これまで地域で展開されていたボランティア活動や介護予防活動の減少、更には収入の減少や物価高騰などにより多くの住民が生活に不安が強いられると思われます。こうした社会情勢のもと【地域共生社会】に向けて、制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超越して、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、他機関協働による総合的な相談体制づくり等、地域福祉を軸とした国の施策の方向性が示されています。本会は、地域における様々な生活・福祉課題を的確に捉え、地域住民・ボランティア・福祉関係団体・行政機関等と連携し、板倉町と一体的に策定した「板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である『**だれもが ともに支え合う 安心して暮らせるまち いたくら**』の実現に向け、地域福祉事業のほか、介護保険事業・指定管理事業などの福祉関連事業に取り組み、また新型コロナウイルス感染症拡大を乗り越え、新時代にあった事業への取り組みや、更なる地域福祉の推進を図るため、板倉町の福祉活動の拠点として地域の皆さんと【共に考動】することを基本方針とします。

実施計画

1. 法人運営事業の推進

- (1) 本会の事業目的達成及び福祉課題解決のための理事会、評議員会の開催
- (2) 健全な包括的な運営のため、実効性のある監査会の実施
- (3) 役員・評議員・職員の先進地視察研修
- (4) 職員の資質向上と意識改革を目的とした計画的な研修やストレスチェック制度の導入
- (5) 職員の業務改善、意欲、能力向上に資する人事評価のため「業務目標及び評価制度」の継続
- (6) 改正労働基準法を遵守した適正就業
- (7) 自主財源（会費、寄付金、共同募金配分金）の確保による事業の充実
公費財源（補助金、委託金）の安定確保による事業充実や施設のサービス向上
- (8) 関係機関・団体等との連携、協力体制の確立

2. 社会福祉活動の啓発宣伝

- (1) 社協だよりの発行（年4回）とホームページの随時更新及び各種宣伝チラシ等を配布し地域福祉に関する情報提供に努める。
住民や企業等（会員）への社協活動の周知及び各事業への理解と協力を得るため、タイムリーな情報発信に努める。
- (2) 「いたくら福祉まつり」の開催
時代の変化に伴う福祉環境への理解を深めるとともに、地域住民の参加促進に努める。（町と共催）

3. 社会福祉の拡大と助長

- (1) 低所得者対策
 - ・生活困窮者自立支援制度への対応
生活困窮者自立支援事業の周知、情報提供
相談支援から就労支援まで、関係機関・団体との連携により、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行う。
 - ・生活福祉資金貸付事業（県社協）
県社協担当部署と密接に連携し、資金の貸付及び償還指導を行い、民生委員児童委員の相談援助活動の協力を得て、当該世帯の自立を支援する。
 - ・小口生活資金貸付事業（町社協）
低所得世帯において、緊急の出費を要するため困窮している場合に無利子で生活資金を貸し付け、当該世帯の支援指導を行い生活安定を図る。
 - ・緊急小口、総合支援資金貸付事業償還支援（県社協）
板倉町における新型コロナウイルス感染症の影響による緊急小口資金等の特例貸付者に対する償還支援を県の指導に従い適性に行う。
- (2) 高齢者・身体障がい児（者）等福祉の増進
 - ・地域支援事業の実施（コミュニティサロンの普及強化、介護予防事業の開催）
 - ・介護用品の貸出（車椅子・ベッド）
介護保険制度上でのサービスを利用できない方等へ貸出することにより対象者の自立を助け、支援すると同時に家族の負担軽減に繋げる。
補修・衛生管理に努める。
 - ・福祉車両の貸出
高齢者及び障がい児（者）等へ福祉車両の貸出しを行い日常生活支援を図るとともに本人や家族の負担軽減に繋げる。
 - ・配食サービス事業の実施
会費や共同募金配分金を資源とし、一人暮らし高齢者及び高齢者世帯へ宅配・安否確認も行う。
 - ・見守り事業の強化
町や民生委員児童委員と連携し見守り事業の強化を図る。
 - ・在宅障がい児（者）親子交流事業の実施

クリスマス交流事業を開催し、在宅障がい児（者）及びその保護者の親睦及び情報交換等を行う。

- ・障がい児（者）音訳サービス事業の実施
視覚障がい児（者）等への情報提供を目的に、町広報紙及び社協だより等の音訳CDを貸し出す。
- ・合同手話奉仕員養成講習会の開催（館林市・板倉町・明和町）
聴覚障がい児（者）等に対する理解と認識を深め、手話表現技術を習得し、手話奉仕員を養成することを目的とする。
- ・思いやり福祉サービスの実施
高齢者、障がい児（者）を対象に、会員登録制による在宅福祉サービスを行う。
利用会員のニーズ調査を実施し、目的に応じたサービス提供に努める。
会員増加を目的とした宣伝活動を行い、新たな会員発掘に努める。
協力会員養成講座を開催し、技術・知識の向上に努める。
- ・生活支援体制整備事業の実施（町委託）
生活支援コーディネーターを配置し、地域の中の資源の把握、生活課題の共有を図り、ネットワークを生かしながら地域の互助を高め、協議体及び地域包括支援センターと連携し、住民の生活支援体制整備に努める。
- (3) 児童福祉の増進
 - ・板倉町学童保育対策事業管理運営（町委託）
 - ・児童待機者を出さないよう学童クラブ施設の確保と状況把握に努める。
 - ・安心安全な運営を図るため、専属常勤職員を1名配置し運営強化に努める。また、利用児童数に対応した指導員の人員配置及び確保に努める。
 - ・保護者や学校等関係機関との連携を図るとともに相談業務の充実を図る。
 - ・定期的に研修会を開催し、指導員の質の向上及び利用児童虐待防止に努める。
 - ・利用児童が安心して過ごせるよう環境整備に努め安全面の充実強化を図る。
 - ・消防避難（通報・消火）訓練を年2回実施し、児童の安全管理に努める。
 - ・不審者侵入時対応訓練を実施し、児童の安全管理に努める。
 - ・感染予防対策を徹底し、利用者の安心安全に努める。
 - ・社会福祉協力校への活動協力援助（町内小学校、中学校、高等学校）
- (4) 福祉人材の育成
 - ・社会福祉実習生（学生）等の受け入れに協力
- (5) 福祉関係団体活動支援
 - ・老人クラブ、遺族会、母子寡婦会、やすらぎ会、心身障がい児者療育父母の会、ボランティア連絡協議会、朗読ボランティア声のリボンの事務及び運営費補助・活動への協力と援助。
- (6) ボランティアセンター事業運営の強化
 - ・ボランティア支援事業充実
ボランティア保険への加入、視察研修会開催等の支援に努める。
 - ・ボランティア相談事業強化
ボランティアコーディネーターによる依頼の相談、活動相談及び活動先紹介。
 - ・ボランティア活動情報の提供の充実
社協だよりの掲載、ホームページにより情報提供し町民の理解と協力を図る。
 - ・ボランティア養成事業
各種ボランティア人材育成の強化を図る。
 - ・災害ボランティアセンター設置及び運営マニュアルにより、災害時の迅速な対応を図る。

(7) 福祉相談事業の充実強化

- ・総合支援事業を展開し、「なんでも福祉相談」窓口として、「相談員」を配置し、地域のかたの生活や福祉に関する困りごとを受け止め、地域福祉の充実強化に努める。
- ・群馬県ふくし相談総合支援事業への参加
- ・認知症総合支援事業「オレンジカフェ社協」を月1回開催し、認知症者その家族が介護専門職への相談や地域住民と交流の場の普及に努める。(町委託)

4. 募金運動の推進

(1) 赤い羽根共同募金の推進

誰もができるボランティア活動として、「じぶんの町を良くするしくみ」である赤い羽根共同募金運動の推進に協力する。募金の使途を明確化し、住民や企業への理解と協力を図る。

(2) 配分申請調整機能の充実

社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等への周知に努め、配分調整を図る。

(3) 歳末たすけあい運動

歳末たすけあい実行委員会を開催し困窮世帯等への適正配分を実施する。

5. 福祉サービス利用支援

(1) 苦情解決窓口設置事業

介護保険事業サービスや地域福祉サービス等の苦情に対応するため、設置済みの苦情解決責任者、第三者委員を広く周知して適切なサービスの提供に努める。

(2) 日常生活自立支援事業

・県社協より委託され、基幹社協として認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのあるかたで、判断能力が不十分なかたが地域で自立した生活が送れるよう、生活支援員の協力のもと、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、通帳などの書類の保管などの支援を行う。

6. 指定管理事業

(1) 総合老人福祉センター

- ・受付業務、利用者証の発行等円滑な管理経営に努める。
- ・職員の研修会の開催や調査研究を行いサービス向上に努める。
- ・センター内の測定器具及び運動器具を活用し利用者の健康管理並びに健康維持を図る。
- ・老朽化する施設の維持管理並びに修繕、環境整備を行い、高齢者の憩いの場としての充実を図り、仲間づくりや孤独感の解消に努める。
- ・特別企画を開催し、入館者増を図る。
- ・売店の販売サービスを実施し、利用者の利便性を図る。
- ・ホームページや広報等を活用しセンター最新情報の提供に努める。
- ・送迎運行予定表を配布し利用者の増加に努める。
- ・思いやり駐車場を設置し、高齢者や障がい児(者)の利便性を図るとともに、思いやり駐車場利用証制度の普及・啓発に努める。
- ・自然災害に備え、館内外整備や避難経路の確認を定期的に行い、利用者の安全面の強化を図る。
- ・感染症予防対策を徹底し、利用者の安心安全に努める。
- ・消防避難訓練を年2回実施し、利用者の安全管理に努める。

(2) デイサービスセンター

- ・関係機関と連携を図り、新規利用者を確保し安定した経営に努める。
- ・地域包括ケアシステム移行に伴い高齢者の自立支援計画の促進に努める。

- ・定期的にアンケート調査等を実施し利用者及び事業実施の適正化に努める。
- ・利用者へのサービス向上及び職員の質の向上に資する研修の定期的開催に努める。
- ・人員配置基準に沿った職員配置及び職員確保状況の改善に努める。
- ・災害時の対策の一環とし、備蓄食材の確保及び管理に努める。
- ・自然災害時等に迅速な対応ができる体制整備に努める。
- ・感染症予防対策を徹底し、利用者の安全管理に努める。
- ・消防避難訓練を年2回実施し、利用者の安全管理に努める。

(3) 地域活動支援センター

- ・利用者の日常生活支援を通して、個々の能力や可能性を広げることに努める。
- ・就労を目指す利用者には、就労支援ワーカーとの連絡調整、実習等の支援を行い就労に結び付くよう支援を行う。
- ・一般就労者からの相談に対し助言や必要に応じて支援を行う。
- ・施設の維持管理及び修繕整備を行い、利用者が作業しやすい環境整備に努める。
- ・職員研修の実施や研修会への積極的参加により、障がいに対する知識の向上に努める。
- ・新規利用者が環境変化に慣れ、通所できるよう支援を行う。
- ・プランナー配置事業のPRと、地域の方々との交流を通して障がい者への理解を図る。
- ・利用者の安定した賃金に向けて事業の開拓を図る。
- ・「運動教室」を継続し運動習慣及び定期的な体力測定を行い健康維持管理に努める。
- ・親亡き後を見据えた研修や情報提供に努める。
- ・オレンジカフェ社協(月1回)と喫茶(週1回)に協力し、接客の訓練と地域の方々との交流を図る。
- ・施設内の消毒等感染症予防対策を継続する。
- ・消防避難訓練を年2回実施し、利用者の安全管理に努める。

(4) 障害者デイサービスセンター

- ・機能訓練を通して個々の能力にあった支援を行うと同時に身体的健康管理に努める。
- ・日常生活訓練で日々が生きがいのある充実したものとなるよう支援を行う。
- ・家族や介護者の継続した負担軽減に努める。
- ・親亡き後を見据えた研修や情報提供に努める。
- ・施設内の消毒等感染症予防対策を継続する。
- ・消防避難訓練を年2回実施し、利用者の安全管理に努める。

7. 社協独自事業

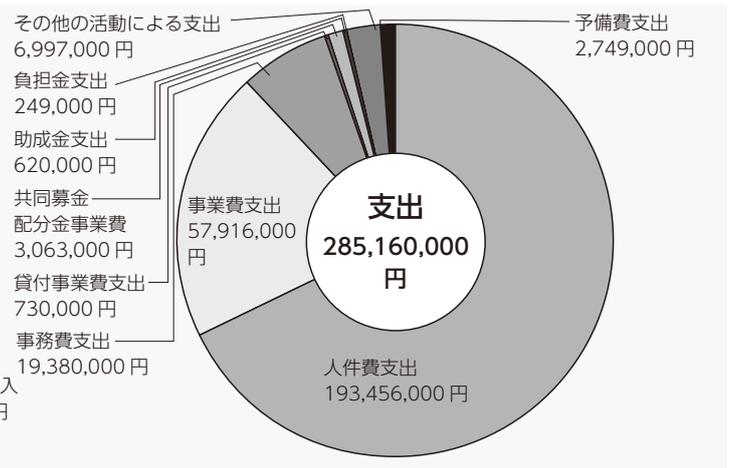
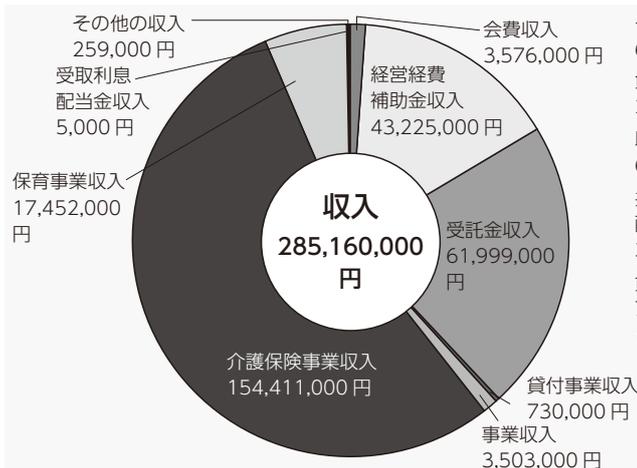
小規模多機能施設「えがお」の管理経営

- ・各関係機関と連携を図り新規利用者を確保し安定した経営に努める。
- ・定期的に職員研修会を開催し、利用者へのサービス向上及び職員の質の向上及び意識改革を図り、利用者の利便性の向上に努める。
- ・空きベッド等を有効活用することにより、在宅介護を行う町民の支援に努める。
- ・自然災害時等に迅速な対応ができる体制整備に努める。
- ・年6回の推進会議を開催し、円滑な小規模多機能施設運営を行う。
- ・感染症予防対策を徹底し、利用者の安全管理に努める。
- ・消防避難訓練を年2回実施し、利用者の安全管理に努める。

8. 企画・調査研究事業

- (1) 「地域福祉活動計画」の進捗管理
- (2) 「成年後見制度利用促進計画」に基づいた調査研究・整備の実施

令和5年度 予算の概要



板倉町デイサービスセンター



令和5年度年間行事予定

デイサービスは、お年寄りにも、ご家族にもうれしい日帰りの介護サービスです。

板倉町デイサービスセンターは在宅で日常生活に介護が必要なかたはもちろん、介護は必要ないが外へ出る機会があまり無く、近所との交流がないかたなどに通所していただき、入浴や食事、レクリエーション、リハビリ等を提供する施設です。住み慣れた板倉町で在宅生活を続けながら日帰りでサービスが利用できます。

月	内 容	月	内 容
4月	映画鑑賞	10月	福祉まつり・運動会
5月	端午の節句・菖蒲湯	11月	おやつバイキング
6月	おやつバイキング	12月	クリスマス会・ゆず湯
7月	七夕	1月	書初め
8月	納涼祭	2月	新年会
9月	おやつツアー	3月	ひなまつり

見学受付中です。お気軽に来所ください！

3月はお花見ドライブに行ってきました！

外出行事が難しい中、ご自宅に帰る前のほんの少しの間、お花見ドライブに出かけてきました。ここ何年かは車中からみるお花見となってしまっていますが、いつかまた外で桜を見ながら、おやつが食べたいですね。





小規模えがお



小規模多機能型居宅介護事業所

ご存知ですか？

- ①「思い」や「願い」を大切にします
介護が必要になっても、住み慣れた家や地域で安心して暮らす事を支えます
- ②24時間・365日の安心をお届けします
いつも顔なじみの職員がケアします
- ③介護の困ったにお答えします
「通い」を中心に「宿泊」「訪問」サービスを柔軟に組み合わせ支援します
- ④地域の皆で支えます
運営推進会議を開催し、地域の人達に集ってもらい、情報の交換や共有をします

令和5年度 小規模えがお年間事業計画

月	内 容	月	内 容
4月	さくら花見	10月	誕生会
5月	端午の節句 母の日	11月	運動会
6月	父の日	12月	クリスマス会
7月	七夕 おやつツアー	1月	書初め かるた大会
8月	夏祭り すいか割り 外食（魚俊）	2月	節分まめまき バレンタインデー
9月	手作りおやつ 敬老の日	3月	ひなまつり ホワイトデー

その他 誕生会は毎月・おたのしみ湯は全国各地の温泉を実施します

ぜひ見てください!!

小規模えがおブログ更新中!!

★ <http://itakuraegao.blog87.fc2.com/>

御利用者のえがおが満開です

えがお行事風景

えがおでは毎月の誕生会をはじめ、月ごとにいろいろな行事をおこなっています。

誕生会



ひな祭り



地域活動支援センター & 障害者デイサービスセンター

地域活動支援センターは、地域で生活している身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者などが利用できる通所施設です。地域で暮らす障がい者の中には、積極的に地域社会とのつながりを持つことが難しく、孤立してしまう人もいます。地域活動支援センターではそのようなかたに対して日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行い、地域社会との交流を促進する役割を持っています。

障害者デイサービスセンターは、障がいをお持ちのかたの中でも、特に障がいが高く、外出の機会が得にくいかたに通っていただき、様々な活動や人とのふれあいを通じ、楽しく生き生きとした生活を体験していただけることを目的としている施設です。

プランター配置事業 お届けします 町に花 人に愛

作業を通じて働く喜びや地域のかたとの交流の促進を目的に取り組んでいます。町内外の会社や事業所、個人の皆様方にご協力いただき、季節の花をプランターに植えて年に4回配置させていただいております。配置料は、作業収入としてセンター通所者への工賃として支給しています。

現在、新規でご協力いただけるかたを募集しております。年の途中でもお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

- 配置回数 年4回
(1回につきプランター2個配置)
- 配置料 年間8,000円
- 問合せ 地域活動支援センター
☎82-3950



3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	
※3カ月に1回誕生会実施	ブロック別交流会 レクリエーション(未定)	餅つき 新年会	しめ縄作り クリスマス会	レクリエーション(未定)	いたくら福祉祭り	あいあいレクリエーション	果物狩り	親子体験学習	工場見学 作業参観	家庭訪問 バーベキュー	雷電神社参拜	お花見

令和5年度行事予定

～所外レク～
(公園散策等)



～屋内活動～
(クリスマス会)



～創作的活動～
(しめ縄作り)



～生産活動～
(じゃがいも植え)



主な活動紹介

板倉町社会福祉協議会 臨時職員募集

1 職種 総務係 事務職員

内容 一般事務・OA事務（簡単なデータ入力・書類整理などの基本的な事務業務や電話対応など）

雇用期間 採用日～令和6年3月31日

労働条件 月給150,100円
通勤手当2,000円（2km以上）
残業手当
期末手当（6月・12月）
各種保険加入（条件有）

勤務日数 週5日（月～金曜日）

就業時間 8時30分～17時15分

募集人数 1名

応募条件 学歴・年齢・経験不問



3 職種 学童クラブ指導員

内容 学童クラブにて放課後児童の健康管理、安全確保の見守り

雇用期間 採用日から～令和6年3月31日（原則更新あり）

労働条件 時給980円
通勤手当2,000円（2km以上）
各種保険加入（条件有）

勤務日数 週3日程度（月～土曜日、シフト制、応相談）

就業時間 14時00分～18時00分（応相談）
（長期休み期間中、午前中勤務あり）

募集人数 1名

応募条件 学歴・年齢・経験不問



2 職種 地域福祉係 事務職兼学童クラブ指導員

内容 一般事務・OA事務（簡単なデータ入力・書類整理などの基本的な事務業務や電話対応など）
学童クラブでの放課後児童の健康管理、安全確保の見守り

雇用期間 採用日～令和6年3月31日（原則更新あり）

労働条件 月給166,900円
通勤手当2,000円（2km以上）
残業手当
期末手当（6月・12月）
各種保険加入（条件有）

勤務日数 週5日（月～金曜日）

就業時間 8時30分～17時15分

募集人数 1名

応募条件 学歴・年齢・経験不問



4 職種 小規模多機能施設「えがお」夜勤専従介護職員

内容 夜勤業務、その他付随する業務

雇用期間 採用日～令和5年3月31日（原則更新あり）

労働条件 時給980円
通勤手当2,000円（2km以上）
夜勤手当（1回につき5,000円）
特殊勤務手当（月10,000円）
処遇改善加算（180円×勤務時間）
資格手当（5,000円～16,500円）
労働保険加入
各種保険加入（条件有）

勤務日数 月8回～10回程度

就業時間 ①22時00分～8時00分
※休憩時間120分

募集人数 1名

応募条件 18歳以上・経験者優遇・学歴不問



板倉町医療・福祉探検

シリーズ6

社協だより5月号 (No.122掲載) ⑦ふるさとホーム板倉町、ケアステーションあさひを深掘り!

ふるさとホーム板倉町 (サービス付き高齢者向け住宅)

【ふるさとホーム板倉町のこだわり】

○月額費用等リーズナブルな料金プランがあり、入居しやすい施設となっています。また、完全個室のプライベートな空間で全ての居室にはトイレ、冷暖房、洗面台、収納スペースがあるので愛用している日用品や衣服を居室内で保管し、ご自宅と同じようにお過ごしいただけます。



【ふるさとホームのおすすめポイント!】

- 付近に公園があるので自然に触れながらお散歩や運動を楽しめます
- スタッフが24時間常駐し健康をサポートしてくれるので安心
- 旬の食材を使った出来立ての料理を堪能しながらいきいきと生活ができます
- 広々空間で車いすの入居者様もスムーズに移動ができます

～最近の様子～



コロナの感染予防のため外出行事などが困難な中ではありますが、近場の公園で花見をして気分転換をしたり、室内でカラオケや最近では野球観戦をしました。皆で応援しました。



<24時間安心サポート付き>

- ・キーピングサービス：お小遣い等現金の管理 (※)
- ・代理オーダーサービス：タクシー、クリーニング、訪問美容・理容、宅配等の手配
- ・夜間巡回サービス：ヘルパースタッフによる定期的な安全確認 (※)
- ・フロントサービス：訪問者、外出・帰宅時の管理、郵便物・宅配等の受取、電話取次ぎ等
- ・緊急時の対応：24時間体制で緊急時のご家族への連絡、救急車の手配
- ・その他、ケアプランのご相談等、随時承ります。

(※) はご本人様、またはご家族の了承が必要です。

通所介護施設も併設されておりADL (日常生活動作) の向上や維持のため、レクリエーションを実施しています。



☆節分☆



☆運動会☆

ケアステーションあさひ板倉町（通所介護）

ケアステーションあさひ板倉町（通所介護）では、

◆ホスピタリティーあふれる社会をめざして高齢者の方の豊かな生活を支援します



【1日のプログラム】

9：00以降 来所・健康チェック
 10：00 ～ ティータイム
 10：30 ～ 入浴・個別レク
 12：00 ～ 昼食
 13：00 ～ 自由時間（休息）・機能訓練
 15：00 ～ ティータイム・おやつ
 15：30 ～ 体操・レクリエーション
 16：45 帰宅

【主な年間行事】

実施月	行事	実施月	行事
4月	お花見	10月	運動会
5月	端午の節句	11月	芋煮会
6月	文化祭	12月	クリスマス会
7月	七夕まつり	1月	新年会
8月	納涼祭	2月	豆まき
9月	敬老会	3月	ひなまつり

※毎月、誕生会もあります。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ サービスのご案内 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

～送迎サービス～

専用車にて、ご自宅までの送迎をいたします。
（時間など相談承ります）

～自由時間、休息～

静養室があるのでお疲れのときや体調がすぐれない時にはゆっくりお過ごしいただけます。

～健康チェック・生活相談課～

看護職員が毎朝、体温・血圧・脈拍など測定いたします。

～機能訓練～

利用者様一人ひとりにあったメニューで機能の維持・向上のお手伝いをさせていただきます。

～入浴～

ご自宅での入浴困難な方でも安心して入浴ができ、寝たままでも入れる機械浴を完備。

～レクリエーション～

季節ごとの行事やレクリエーションを毎月実施し機能回復の歩行訓練として付近の公園に出かけたりしています。

～お食事～

栄養バランスと消化を考慮し家庭的で美味しい食事を各利用者様にあった形態で提供いたします。
ペースト、きざみ等にも対応いたします。



◆サービス提供時間

午前9：30～午後4：45

※送迎時間のご相談承りますのでお気軽に右記にお問い合わせください。

◆随時見学受付中◆

◆お気軽にお問い合わせください◆

◆利用対象者

65歳以上で介護保険認定（要1～5）を受けている方。40～64歳で特定疾病により介護が必要であると認定された方。

～事業主体～

（株）ヴァティー：東京都港区西新橋1-15-4

～お問い合わせ先～

ふるさとホーム板倉町：TEL 0276-80-4010

ケアステーションあさひ板倉町：TEL 0276-80-4020

住所：邑楽郡板倉町大字板倉4215-7



お知らせ / 掲示板



手話で話そう 手話奉仕員養成講習会受講者募集

手話は耳が不自由な人たちが使う、目で見える言葉、手で語る言葉です。手話で楽しく会話をしてみませんか。

○入門編 手話に興味のあるかた

○基礎編 入門編を修了し、手話奉仕員を目指すかた (再受講可)

◆日時 6月7日(水)～11月29日(水)

毎週水曜日 午後7時～午後9時

※8月16日(水)を除く全25回

◆場所 館林市総合福祉センター (館林市苗木町2452-1)

◆参加費 無料 ※テキスト代 (DVD付) 3,300円 (税込み) は実費負担

◆対象 町内在住・在勤のかたで、全日程に参加できるかた

◆定員 入門編 25名
基礎編 20名 ※いずれも先着順

◆申込期限 5月26日(金)

◆申込み・問合せ

板倉町社会福祉協議会

☎82-13900

各種サービスのご案内

福祉車両貸出

車イスのまま乗ることのできる福祉車両の貸出サービスを行っています。

ちょっとしたお出かけやお買物、通院や旅行等の日常生活の利便性を図るとともに、イベント等への参加など、様々な場面でご利用ください。

◆対象者

①身体障がい者手帳を所持し、車イスで日常生活を行うかた

②高齢のため、車イスで日常生活を行うかた

③傷病等で、一時的に車イスで日常生活を行うかた

◆申込書

福祉センター内、またはHPからもダウンロードできます。

◆費用 燃料代 (1km10円)

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用の援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預りサービスを生活支援員が行います。

◆対象者

認知症性高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分なかた

ベッド・車イス貸出

病気やケガのため、在宅で介護用品を必要とするかたに、無償で貸出します。

◆対象者

①介護保険制度で非該当 (自立) と認定されたかた

②介護保険制度の対象外となる身体障がい者のかた

③その他会長が利用を必要と認めるかた



配食サービス

十分な調理及び食事が取れず健康を損ないやすい高齢者

・65歳以上のひとり暮らしのかた

・65歳以上の高齢者のみの世帯

◆費用 無料

◆お届け 毎月第3木曜日の昼ごろ (変更となる場合があります。)

音訳サービス

町内視覚障がい者への情報提供を目的に、町広報誌の音訳CDの貸出を行います。

◆対象者 視覚障がいをお持ちのかた

◆費用 無料

◆貸出方法 毎月郵送にて音訳CDを送付いたします。(要返却)

◆各種お申込・お問合せ

板倉町社会福祉協議会

☎0276-82-13900

♡あつたかい♡

～奉仕銀行・寄付報告～

【寄付金】

○板倉ライオンズクラブ 様	100,000円
○サントリー株式会社	
群馬ビル工場 様	25,000円
○館林ロータリークラブ 様	50,000円
○板倉中学校JRC部 様	7,866円

【寄付品】

○板倉ライオンズクラブ 様	パイプ椅子 20脚
○東毛法人会板倉支部 様	車椅子 2台
○板倉中学校JRC部 様	エコキヤップ 18kg

みなさまの善意に感謝します
めぐみがへんじつごまじつた



発行

社会福祉法人

板倉町社会福祉協議会

〒374-0132 板倉町大字板倉3411-1417

TEL 82-3900 FAX 82-3759

URL <http://www15.wind.ne.jp/~g-itakurashakyo/>